

改 正 案		<p>（国土交通省令で定める学科）</p> <p>第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に依じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p>
<p>許可を受けようとする建設業</p>	<p>学 科</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（国土交通省令で定める学科）</p> <p>第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に依じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p>
<p>左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業 塗装工事業 解体工事業</p>	<p>土木工学又は建築学に関する学科</p>	
現 行		<p>（国土交通省令で定める学科）</p> <p>第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に依じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p>
<p>許可を受けようとする建設業</p>	<p>学 科</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（国土交通省令で定める学科）</p> <p>第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に依じて同表の下欄に掲げる学科とする。</p>
<p>左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業 塗装工事業 （新設）</p>	<p>土木工学又は建築学に関する学科</p>	

(略)	(略)
<p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 許可申請者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法人である場合においては、その役員)を含む。次号において同じ。)及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)</p> <p>六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>書</p> <p>七〜十八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 許可申請者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法人である場合においては、その役員)を含む。次号において同じ。)及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)</p> <p>六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>書</p> <p>七〜十八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(略)		(略)	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>
(略)	<p>とび・土工工事業</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 及び 土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>	(略)	
電気工事業	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又</p>		

(略)		(略)	<p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>
(略)	<p>とび・土工工事業</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p>	(略)	
電気工事業	<p>一〇五 (略)</p> <p>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又</p>		

解体工事業	清掃施設工事業	(略)	舗装工事業	(略)	
<p>はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>					
<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る）とするものに限る</p>					

	清掃施設工事業	(略)	ほ装工事業	(略)	
<p>はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて第七条の十九、第七条の二十及び第七条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>					

。と^レするものに合格した者

二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後解体工事に関し三年以上の実務経験を有する者

四 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事試験」という。）に合格した者

五 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者
のうち、解体工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

六 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者

のうち、解体工事業に係る建設工事に関し
八年を超える実務の経験を有する者

七 とび・土工工事業及び解体工事業に係る
建設工事に関し十二年以上実務の経験を有
する者のうち、解体工事業に係る建設工事
に関し八年を超える実務の経験を有する者

(登録の申請)

第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第四号の登録(以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。)は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験(以下「登録技術試験」という。)の実施に関する事務(以下「登録技術試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者(以下この項及び次項において「登録技術試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録技術試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録技術試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

(登録の申請)

第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録は、登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務(以下「登録地すべり防止工事試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けようとする者(以下「登録地すべり防止工事試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録地すべり防止工事試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録地すべり防止工事試験事務を行おうとする事務所の名称及び所

三 登録技術試験事務を開始しようとする年月日

四 登録技術試験委員（第七条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その旨

五 申請に係る試験の種目

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 登録技術試験委員のうち、第七条の六第一項第二号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録技術試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録技術試験事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(欠格条項)

第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、登録を受けることができない。

在地

三 登録地すべり防止工事試験事務を開始しようとする年月日

四 登録地すべり防止工事試験委員（第七条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

(新設)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 登録地すべり防止工事試験委員のうち、第七条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録地すべり防止工事試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録地すべり防止工事試験事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 (略)

(欠格条項)

第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けることができない。

一 (略)

二 登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七条の十五の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録技術試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の八第一号の表の第一欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

地すべり防止工事

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の

一 (略)

二 第七条の十五の規定により第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第四号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録地すべり防止工事試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の八第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは

これに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

解体工事	計装	
次のいずれかに該当する者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>	<p>実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者</p> <p>ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者</p>

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 登録は、登録技術試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 (略)
- 二 登録技術試験事務を行う者（以下「登録技術試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録技術試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録技術試験事務を開始する年月日
- 五 登録に係る試験の種目

2 第七条の三第二号の表とび・土工工業の項第四号の登録は、登録地すべり防止工事試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 (略)
 - 二 登録地すべり防止工事試験事務を行う者（以下「登録地すべり防止工事試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録地すべり防止工事試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録地すべり防止工事試験事務を開始する年月日
- (新設)

(登録の更新)

第七条の七 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(登録技術試験事務の実施に係る義務)

第七条の八 登録技術試験実施機関は、公正に、かつ、第七条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録技術試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の第一欄に掲げる種目ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

種目	科目	内容	時間
地すべり防止工事	一 地すべり一般知識に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項	四時間三十分
	二 地すべり関係法令に関する科目	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十	

(登録の更新)

第七条の七 第七条の三第二号の表とび・土工工業の項第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(登録地すべり防止工事試験事務の実施に係る義務)

第七条の八 登録地すべり防止工事試験実施機関は、公正に、かつ、第七条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録地すべり防止工事試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、四時間三十分を標準として試験を行うこと。

科目	内容
一 地すべり一般知識に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項
二 地すべり関係法令に関する科目	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)、災害対策基本法(昭和三十六年法

計装

一 計装一般知識に関する科目	二 計装設備及び施工管理に関する科目	三 計装関係法令に関する科目	四 計装設備計画に関する科目	五 計装設備設計図に関する科目
計装一般及び計器に関する事項	プラント設備又はビル設備における計装設計、工事積算、検査、調整及び工事施工法に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項	計装設備に係る基本計画及び施工計画に関する事項	プラント設備又はビル設備における計装施工設計図の作成に関する事項

八時間

解体工事			
	一 解体工事の 関係法令に 関する科目	二 土工学及 び建築工学に 関する科目	三 解体工事の 技術上の管理 に関する科目
四 解体工事の 施工方法に 関する科目	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律（昭和四 十五年法律第百三十七 号）、建設工事に係る 資材の再資源化等に関 する法律（平成十二年 法律第百四号）その他 関係法令に関する事項	構造力学、材料学その 他の基礎的な土工学 及び建築工学に関する 事項	解体工事の施工計画、 施工管理、安全管理そ の他の技術上の管理に 関する事項
三時間三十分			

			体工事の施工方法に関する事項
	五] 解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
科目	六] 解体工事の実務に関する	解体工事の実務に関する事項	

二 登録技術試験を実施する日時、場所その他登録技術試験の実施に關し必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録技術試験に關する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録技術試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録技術試験に合格した者に対し、別記様式第二十一号による合格証明書（以下「登録技術試験合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

二 登録地すべり防止工事試験を実施する日時、場所その他登録地すべり防止工事試験の実施に關し必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録地すべり防止工事試験に關する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録地すべり防止工事試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録地すべり防止工事試験に合格した者に対し、別記様式第二十一号による合格証明書（以下「登録地すべり防止工事試験合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七條の九 登録技術試験実施機関は、第七條の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第七條の十 登録技術試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録技術試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録技術試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録技術試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 登録技術試験の日程、公示方法その他の登録技術試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録技術試験の受験の申込みに関する事項
- 五 登録技術試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録技術試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録技術試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録技術試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

第七條の九 登録地すべり防止工事試験実施機関は、第七條の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第七條の十 登録地すべり防止工事試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録地すべり防止工事試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録地すべり防止工事試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録地すべり防止工事試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 登録地すべり防止工事試験の日程、公示方法その他の登録地すべり防止工事試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録地すべり防止工事試験の受験の申込みに関する事項
- 五 登録地すべり防止工事試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録地すべり防止工事試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録地すべり防止工事試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録地すべり防止工事試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

九 登録技術試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録技術試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録技術試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 (略)

十三 第七条の十六第三項の帳簿その他の登録技術試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録技術試験事務に関し必要な事項

(登録技術試験事務の休廃止)

第七条の十一 登録技術試験実施機関は、登録技術試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録技術試験事務の範囲

二・三 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十二 登録技術試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる

九 登録地すべり防止工事試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録地すべり防止工事試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録地すべり防止工事試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 (略)

十三 第七条の十六第三項の帳簿その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録地すべり防止工事試験事務に関し必要な事項

(登録地すべり防止工事試験事務の休廃止)

第七条の十一 登録地すべり防止工事試験実施機関は、登録地すべり防止工事試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録地すべり防止工事試験事務の範囲

二・三 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十二 登録地すべり防止工事試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録技術試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録技術試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録技術試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〜三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録技術試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ・ロ (略)

3 (略)

(適合命令)

第七条の十三 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関の実施する登録技術試験が第七条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録技術試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録地すべり防止工事試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録地すべり防止工事試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録地すべり防止工事試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〜三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録地すべり防止工事試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ・ロ (略)

3 (略)

(適合命令)

第七条の十三 国土交通大臣は、登録地すべり防止工事試験実施機関の実施する登録地すべり防止工事試験が第七条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録地すべり防止工事試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十四 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が第七条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録技術試験実施機関に対し、同条の規定による登録技術試験事務を行うべきこと又は登録技術試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録技術試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録技術試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 四 (略)

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七条の十六 登録技術試験実施機関は、登録技術試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気

(改善命令)

第七条の十四 国土交通大臣は、登録地すべり防止工事試験実施機関が第七条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録地すべり防止工事試験実施機関に対し、同条の規定による登録地すべり防止工事試験事務を行うべきこと又は登録地すべり防止工事試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録地すべり防止工事試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録地すべり防止工事試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録地すべり防止工事試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

六 不正の手段により第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七条の十六 登録地すべり防止工事試験実施機関は、登録地すべり防止工事試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気

ディスク等に記録され、必要に応じ登録技術試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録技術試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録技術試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録技術試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録技術試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録技術試験の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録技術試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第七条の十七 国土交通大臣は、登録技術試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録技術試験実施機関に対し、登録技術試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。

ディスク等に記録され、必要に応じ登録地すべり防止工事試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録地すべり防止工事試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録地すべり防止工事試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録地すべり防止工事試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録地すべり防止工事試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録地すべり防止工事試験の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した登録地すべり防止工事試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第七条の十七 国土交通大臣は、登録地すべり防止工事試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録地すべり防止工事試験実施機関に対し、登録地すべり防止工事試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第四号の登録をしたと

二・三 (略)

四 第七条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録技術試験事務の停止を命じたとき。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。

3 (略)

き。

二・三 (略)

四 第七条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録地すべり防止工事試験事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第七条の十九 (略)

(登録の要件)

第七条の二十 (略)

(登録計装試験事務の実施にかかる義務)

第七条の二十一 (略)

(準用規定)

第七条の二十二 (略)

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号及び第七号に掲げる書面とする。

3 (略)

(講習の実施基準)

第十七条の六 法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～六 (略)

七 講習の課程を修了した者(以下「修了者」という。)の法第二十七条の十八第一項に規定する資格者証(修了者が資格者証の交付を受けていない場合にあつては、別記様式第二十五号の三によるラベル)に修了した旨を記載すること。

八・九 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の七 法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 修了した旨の記載に関する事項

十～十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十一 法第二十六条の十六の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 修了者の氏名、本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍。以下同じ。)及び住所、生年月日並びに修了した旨を

(講習の実施基準)

第十七条の六 法第二十六条の八の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～六 (略)

七 講習の課程を修了した者(以下「修了者」という。)に対して、別記様式第二十五号の三による修了証を交付すること。

八・九 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の七 法第二十六条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 修了証の交付に関する事項

十～十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十一 法第二十六条の十六の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 修了者の氏名、本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍。以下同じ。)及び住所、生年月日並びに修了証の交付

記載した年月日及び修了番号

2～4 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 交付を受ける者が法第二十六条第四項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨

2・3 (略)

(準用規定)

第十八条の七 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第七条の五	登録を	(略)	第十八条の三第三項第二号の登録を
-----	-------	-----	-----	------------------

の年月日及び修了証番号

2～4 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

(新設)

2・3 (略)

(準用規定)

第十八条の七 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十五第六号、第七条の十八第一号	第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第四号	(略)	第十八条の三第三項第二号
-----	------------------------------------	------------------------	-----	--------------

<p>第七条の五第三号、 第七条の十、第七条 の十一（見出しを含 む。）、第七条の十 四、第七条の十五、 第七条の十六第三項 、第七条の十七、第 七条の十八第四号</p>	<p>登録技術試験事務</p>	<p>登録経理試験事務</p>	<p>第七条の七第一項、 第七条の十五第六号 、第七条の十八第一 号</p>	<p>登録</p>	<p>第十八条の三第三項第 二号口の登録</p>
<p>(略)</p> <p>第七条の九から第七 条の十一まで、第七 条の十二第一項及び 第二項、第七条の十 三から第七条の十七 まで</p>	<p>(略)</p> <p>登録技術試験実施機関</p>	<p>(略)</p> <p>登録経理試験実施機関</p>	<p>第七条の五第三号、 第七条の十、第七条 の十一（見出しを含 む。）、第七条の十 四、第七条の十五、 第七条の十六第三項 、第七条の十七、第 七条の十八第四号</p>	<p>登録地すべり防止工事 試験事務</p>	<p>登録経理試験事務</p>
<p>(略)</p> <p>第七条の九から第七 条の十一まで、第七 条の十二第一項及び 第二項、第七条の十 三から第七条の十七 まで</p>	<p>(略)</p> <p>登録地すべり防止工事 試験実施機関</p>	<p>(略)</p> <p>登録経理試験実施機関</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

第七條の十第三号	(略)	第七條の十第九号	第七條の十第六号	第七條の十第四号、 第五号、第七号及び 第八号、第七條の十 六第四項各号	第七條の十二第二項 、第七條の十六第四 項
登録技術試験の	(略)	登録技術試験合格証明 書	登録技術試験委員	登録技術試験	登録技術試験を
登録経理試験の	(略)	登録経理試験合格証明 書	登録経理試験委員	登録経理試験	登録経理試験を

第七條の十第三号	(略)	第七條の十第九号	第七條の十第六号	第七條の十第四号、 第五号、第七号及び 第八号、第七條の十 六第四項各号	第七條の十二第二項 、第七條の十六第四 項
登録地すべり防止工事 試験の	(略)	登録地すべり防止工事 試験合格証明書	登録地すべり防止工事 試験委員	登録地すべり防止工事 試験	登録地すべり防止工事 試験を
登録経理試験の	(略)	登録経理試験合格証明 書	登録経理試験委員	登録経理試験	登録経理試験を

第七條の十三	登録技術試験が	登録経理試験が
(略)	(略)	(略)
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に
(略)	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六條 (略)

2 法第四十條の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四條の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む。)

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格

第七條の十三	登録地すべり防止工事試験が	登録経理試験が
(略)	(略)	(略)
第七條の十六第一項	登録地すべり防止工事試験に	登録経理試験に
(略)	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六條 (略)

2 法第四十條の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四條の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む。)

イ 監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格並びに第十四條

又は監理技術者資格並びに第十四条の二第二項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ロㄱニ (略)

3ㄱ8 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号ロ、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一ㄱ十六 (略)

十六の二 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第

七条の四第二項及び第七条の六第一項(第七条の七第二項(第十八条

の二第二項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ロㄱニ (略)

3ㄱ8 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号ロ、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一ㄱ十六 (略)

十六の二 登録地すべり防止工事試験実施機関、登録計装試験実施機関

及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第七条の六

の七において準用する場合を含む。)においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、 第七条の九から第七条の十一まで及び第七条の十三から第七条の十五まで (第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、 第七条の十七及び第七条の十八 (第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、 第十八条の四第二項並びに第十八条の五第一項の規定による権限

十七〜二十一 (略)

第一項 (第七条の七第二項 (第七条の二十二及び第十八条の七において準用する場合を含む。) においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、 第七条の九から第七条の十一まで及び第七条の十三から第七条の十五まで (第七条の二十二及び第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。)) 、 第七条の十七及び第七条の十八 (第七条の二十二及び第十八条の七においてこれらの規定を準用する場合を含む。)) 、 第七条の十九第二項、第七条の二十第一項、第十八条の四第二項並びに第十八条の五第一項の規定による権限

十七〜二十一 (略)